

2 農業生産基盤の整備などの状況

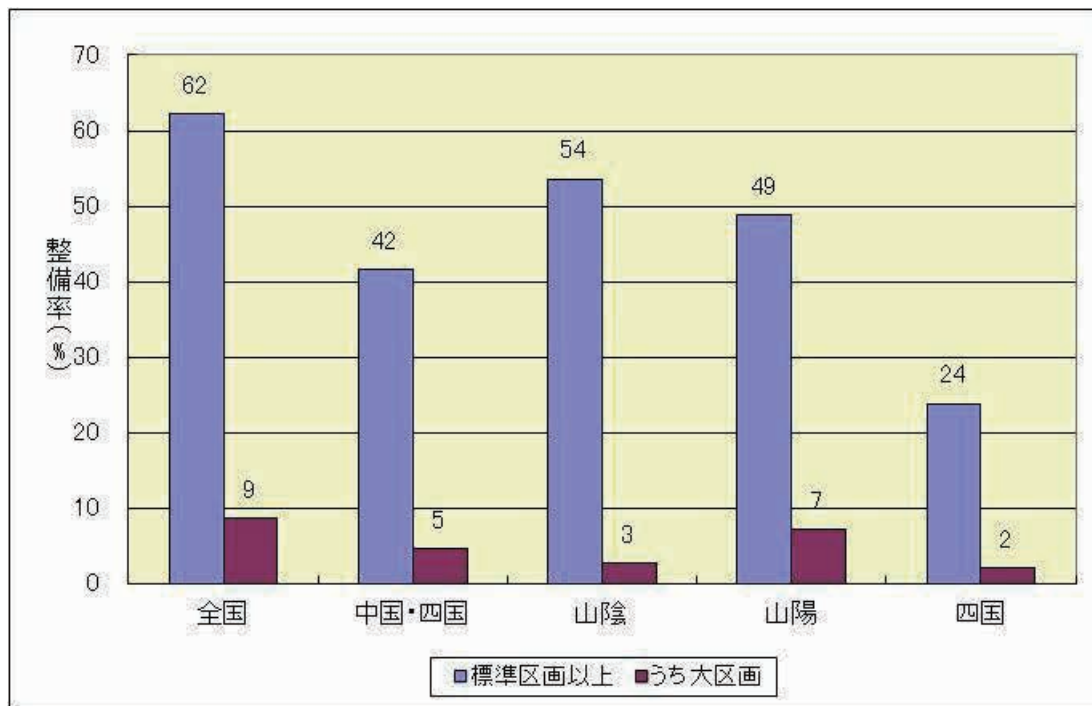
(1) 農地整備の状況

四国地域の区画整備率が低い

水田の整備状況は、中国・四国地域の大半が中山間地域であり、大型または中型機械化営農が可能とされる標準区画以上に整備された割合は42%と、全国平均に比べ約20ポイント低くなっており、特に四国地域では極めて低い状況です。

また、大区画に整備された割合も全国平均に比べ低くなっています(図Ⅱ－5－10)。

図Ⅱ－5－10 水田の整備状況（区画形状）（2011年）



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、農林水産省農村振興局「農業基盤情報基礎調査」

注：1) 整備率算定に用いた田耕地面積は「耕地及び作付面積統計」による2011年7月15日時点の値。

2) 整備率算定に用いた整備済水田面積は「農業基盤情報基礎調査」による2011年3月31日時点の推計値。

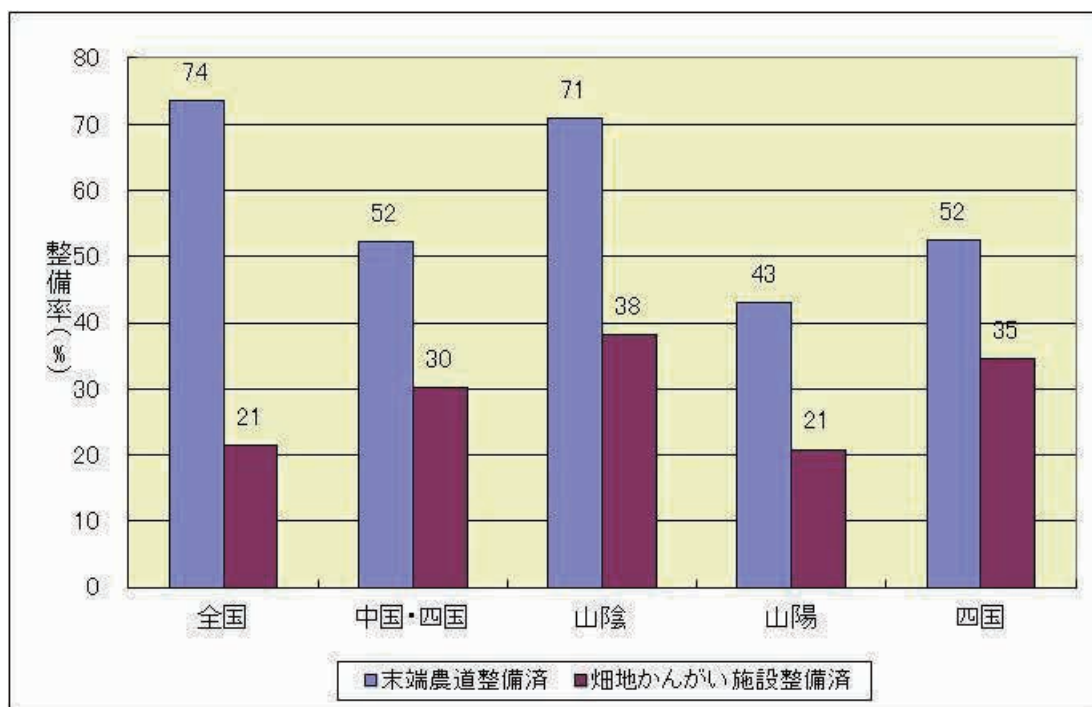
3) 標準区画とは、30a程度に区画整理されたもの。大区画とは、1ha程度以上に区画整理されたものである。

4) 「山陰」は鳥取県及び島根県、「山陽」は岡山県、広島県及び山口県、「四国」は徳島県、香川県、愛媛県及び高知県である。

畑（樹園地、牧草地を含む）の整備状況は、末端農道の整備率が52%で、全国平均に比べて大幅に低くなっていますが、畑地かんがい施設の整備率は30%と、全国平均を上回っています。

地域別にみると、末端農道の整備率は、山陰で全国平均と同程度の整備率ですが、特に山陽では低くなっています（図Ⅱ－5－11）。

図Ⅱ－５－１１ 畑の整備状況（2011年）



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、農林水産省農村振興局「農業基盤情報基礎調査」

注：1) 整備率算定に用いた畑耕地面積は「耕地及び作付面積統計」による2011年7月15日時点の値。

2) 整備率算定に用いた整備済畑面積は「農業基盤情報基礎調査」による2011年3月31日時点の推計値。

3) 末端農道の整備とは、ほ場の各区画が幅員3m以上の道路に接しているものである。

（２）農業農村整備の推進

新たな土地改良長期計画のもと、食と地域の再生に資する農業農村整備を推進

農業生産基盤の整備に当たっては、食料・農業・農村基本法に示された「食料の安定供給の確保」、「多面的機能の発揮」、また、「農業の持続的発展」とその基盤となる「農村の振興」の4つの基本理念を念頭に置き、実現を図る必要があります。

特に、①食料・農業・農村基本計画（平成22年（2010年）3月30日閣議決定）、②農業・農村の復興マスタープラン（平成23年（2011年）8月26日策定）、③我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画（平成23年（2011年）10月25日策定）の各計画等を地域で実際に進めるために、「食を支える水と土の再生・創造」を基本理念に掲げ、新たな土地改良長期計画（平成24年（2012年）3月30日閣議決定）において「農を強くする」、「国土を守る」、「地域を育む」とした3つの施策課題に対する7つの施策目標を掲げた取組方針が取りまとめられ、中国四国地域においても地域の特性等を踏まえつつ、基本インフラの戦略的な保全管理や食料自給率を向上させるための基盤整備等を推進することとしています。

また、土地改良事業に関しては、農地の大区画化・汎用化について地域の中心となる経営体への農地集約を加速化する整備を重点化して実施するとともに、農業用排水

施設の長寿命化、小水力発電など再生可能エネルギーの導入を推進することとしています。さらに、東日本大震災の教訓を踏まえ、土地改良施設の耐震強化等を推進することとしています。

ア かんがい排水整備の取組 (国営かんがい排水事業)

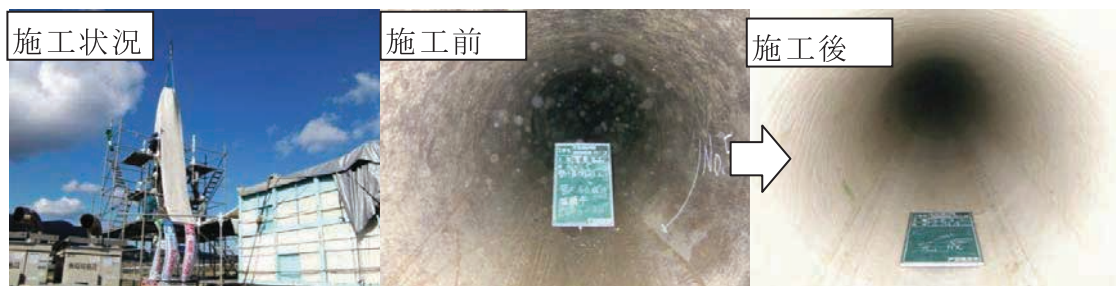
中国・四国地域は、年間降水量が少ないという瀬戸内の気象条件や、労働生産性が低い中山間地域が大部分を占めるという地形条件を踏まえ、農業用水の水源確保による作物の品質向上や収量の増大、かんがい施設の整備による労力の軽減等を図ることが必要不可欠です。

このため、国営かんがい排水事業では、現在、6地区において農業水利施設の機能・安全性の確保を図るため、用排水路等の更新整備や補修等を行っています（表Ⅱ－5－8）。

表Ⅱ－5－8 2012年度国営かんがい排水事業実施地区

国営事業地区名	県名	工 期	備 考
弓浜半島地区	鳥取県	2007～2012	国営造成土地改良施設整備事業
斐伊川沿岸地区	島根県	2005～2015	
岡山南部地区	岡山県	1998～2014	
香川用水土器川沿岸地区	香川県	2008～2016	
香川用水地区	香川県	2009～2013	国営造成土地改良施設整備事業
道前道後平野地区	愛媛県	1989～2013	施設機能監視期間中(2011～2013)

資料：中国四国農政局整理



香川用水地区（香川県） 管更生工法による高瀬支線水路改修状況

(県営かんがい排水事業等)

国営かんがい排水事業に関連する地区を中心として、平成24年度(2012年度)は、県営かんがい排水事業、畑地帯総合整備事業等40地区を実施し、かんがい施設の整備を行っています。

（管理事業）

これまでに建設された農業水利施設のストック（平成 23(2011)年 3 月 31 日現在：農業基盤情報基礎調査）は、中国・四国地域においてダム等の基幹的水利施設約 800 ヶ所、基幹的水路約 3 千kmにも達しています。

しかし、これら施設は建設されてから相当年数が経過し、施設の老朽化が進んでいるものも多くなってきています。

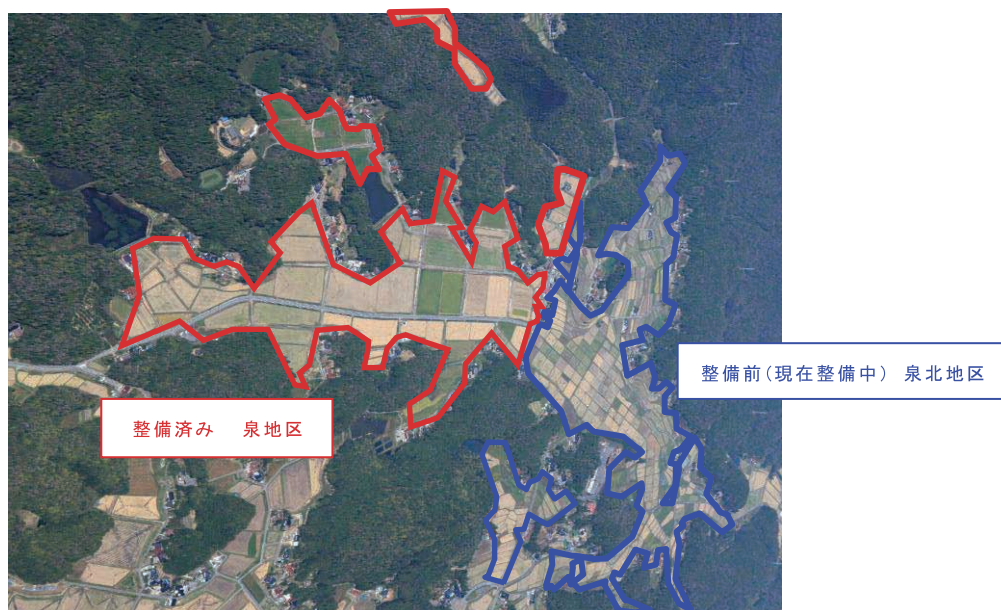
このことから、国営施設機能保全事業、国営造成水利施設保全対策指導事業、地域自主戦略交付金のうち水利施設整備事業（基幹水利施設保全型及び地域農業水利施設保全型等）の実施により、施設機能を効率的に保全するための機能診断を行うほか、施設の劣化（故障）が致命的になる前に、劣化の進行防止や劣化原因の除去等の適切な措置を行い、施設機能の延伸（長寿命化）を図ることとしています。

また、農業水利施設が持つ多面的機能を発揮させるためには、これら施設を適切に維持管理することが必要であり、農家だけでなく地域住民やNPO等の多様な主体の参画による管理体制を構築するため、国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）を 20 地区で実施しています。

イ ほ場整備の取組

水田のほ場整備については、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体の育成を図るため、農地整備事業（経営体育成型）等により、高生産性農業の展開が見込まれる地域を中心に生産基盤の整備を推進しています。

中国・四国地域においては、農地整備事業（経営体育成型）等の実施による担い手への農地の利用集積や農地の流動化を図るため、各種施策と連携しながら地域の状況に応じたきめ細かな生産基盤の整備を行っており、平成 24 年度（2012 年度）は、農地整備事業（経営体育成型）等を 48 地区で実施しています。



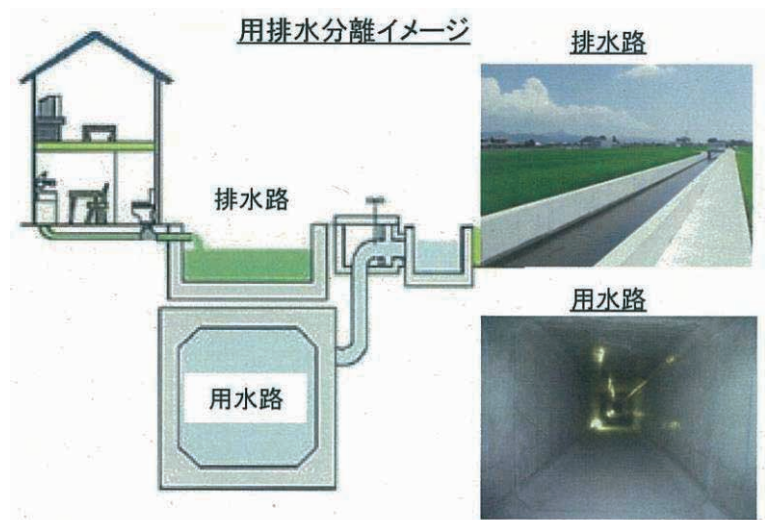
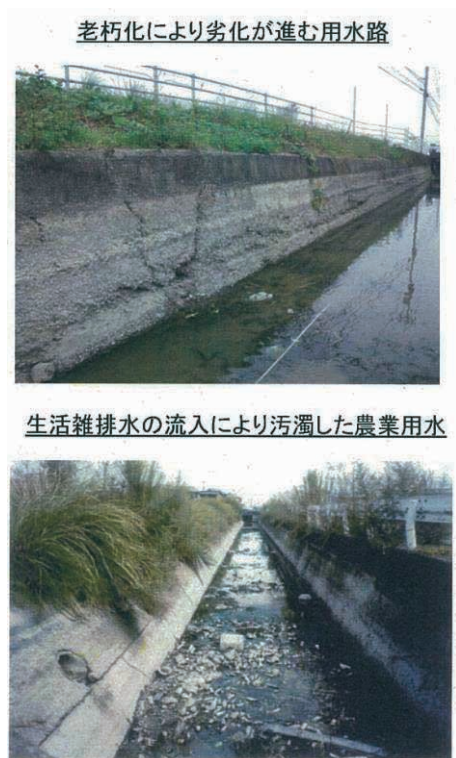
農地整備事業（経営体育成型）

ウ 農地防災・農地保全の取組

（国営総合農地防災事業）

農業用施設は老朽化により劣化が進行しているほか、農村地域では、都市化の進展等に伴い生活雑排水が農業用水路へ流入するなど、水質が悪化し営農に支障を来しているところ。このようなことから、農業用施設の機能低下や管理上に支障が生じているため、早急な対応が求められています。

こうしたことから、農業用水の水質保全や農業用施設の災害の防止を目的として、吉野川下流域地区及び那賀川地区（ともに徳島県）で国営総合農地防災事業を実施しています。



吉野川下流域地区 事業実施前と実施後のイメージ図

（直轄地すべり対策事業）

中国・四国地域の 85%が中山間地域であり、傾斜地が多いこと、また複数の断層破砕帯が分布することから、地すべり防止区域が数多く指定されています。

このような地すべり防止区域のなかで、地すべり防止対策の規模が大きく、高度な技術を要する地区においては、農地や農業用施設、人家等を災害から守り、国土の保全と民生の安定に資することを目的として、直轄地すべり対策事業を実施しています。

中国・四国地域では今までに神石高原地区（広島県：H16 年度完了）、高知三波川帯地区（高知県：H23 年度完了）で実施され、現在、高瀬地区（高知県）が実施中です。

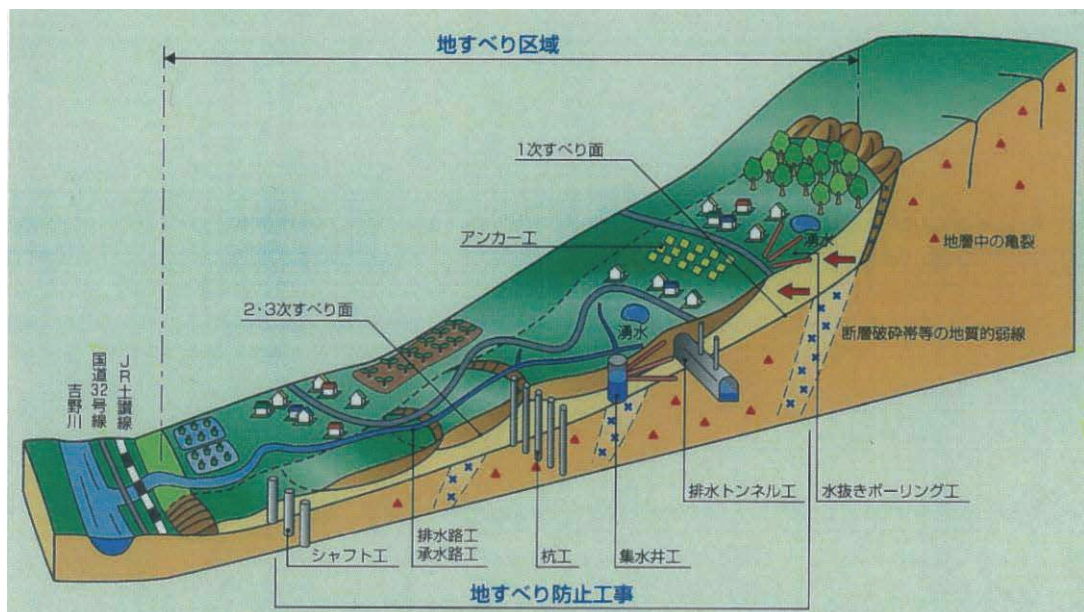


図 地すべり防止工事の種類

（補助事業）

中国・四国地域における地すべり対策事業、震災対策農業水利施設整備事業の実施地区数は 268 地区となっています（表Ⅱ－５－９）。

表Ⅱ－５－９ 2012 年度 補助事業の実施地区数

単位：地区

事業名	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	局計
地すべり対策事業	0	21	11	1	6	14	1	21	8	83
震災対策農業水利施設整備事業	11	19	27	7	24	8	58	7	24	185
計	11	40	38	8	30	22	59	28	32	268

資料：中国四国農政局調べ

エ 災害復旧

平成24年(2012年)の自然災害は、主に台風第4号および梅雨前線豪雨によるもので、中国四国農政局と地方財務局は、県や市町村等とともに延べ41班の体制で災害査定を行い、主に市町村を事業主体として災害復旧事業が実施されています。

農地及び農業用施設等の被害額は合計で49億円であり、そのうち農地が約21億円、水路が約9億円、道路が約13億円となっており、この3工種で全体の88%を占めています。

災害復旧の事例

【農地】 (災害時)



(復旧後)



【水路】 (災害時)



(復旧後)



(3) 土地改良区の推移と現状

ア 土地改良区の現状

土地改良区の地区数は減少

土地改良区は、一定の土地について土地改良事業を実施することを目的として、土地改良法に基づき設立される公共組合です。農業用施設管理を含む土地改良事業の中核の実施主体と位置付けられており、土地改良事業が地域全体の多数の農家の利害に関係するという公的側面から、当然加入、賦課金の強制徴収等、強い公的機能が与え

られています。

中国・四国地域の土地改良区数は、近年の設立抑制の浸透と統廃合が進んだことから、平成 23 年度（2011 年度）末の地区数は平成 11 年度（1999 年度）末に比べ 380 地区（27.8％）減少し、988 地区となっています。

面積規模別の割合をみると、100ha 未満の小規模な地区が 50.8％と多く、1 千 ha 以上の大規模な地区は 7.2％となっています（表Ⅱ－5－10）。

表Ⅱ－5－10 2011 年度末面積規模別土地改良区数

	100ha 未満	100ha ～ 300ha	300ha ～ 1,000ha	1,000ha 以上	合計	区の 平均面積 (ha)	1999年末 地区数
鳥取県	41	25	26	2	94	249	109
島根県	17	7	15	9	48	732	71
岡山県	51	32	20	11	114	445	181
広島県	34	19	18	9	80	422	140
山口県	56	30	17	8	111	250	153
徳島県	83	25	17	6	131	280	170
香川県	24	39	34	10	107	606	142
愛媛県	106	37	29	14	186	304	219
高知県	90	20	5	2	117	95	183
中国四国	502	234	181	71	988	344	1,368
比率（％）	50.8	23.7	18.3	7.2			
全国	2,233	1,132	966	612	4,943	532	7,137
比率（％）	45.2	22.9	19.5	12.4			

資料：農林水産省農村振興局「土地改良区設立状況等調査」

イ 統合整備の状況

統合整備推進のための取組と実績

土地改良区の組織運営基盤の強化を図るため、各県では中長期的な土地改良区のありべき姿として「土地改良区統合整備基本計画（マスタープラン）」を策定するなど、計画的に土地改良区の統合整備の推進に取り組んでいます。また、国では、これら土地改良区の統合整備の支援対策を用意しています。

市町村単位または水利系統単位に土地改良区の統合整備を推進することにより組織運営基盤の強化を図る一方、事業等が縮小し解散することが望ましい土地改良区に対しては、土地改良施設の市町村等への移管等と併せて解散指導が行われています。

ウ 土地改良区の活性化

21 世紀土地改良区創造運動を展開

土地改良区（愛称：「^{みどり}水土里ネット」）は、農地や農業水利施設等の整備及び適切な維持・保全を通じ、食料・農業・農村基本計画の理念である「食料の安定供給の確保」、「農業の持続的な発展」及び「農村の振興」を図るとともに、それらの活動を通じて農村の豊かな自然や美しい景観を維持し、国土・環境の保全を図るなど、農業農村が持つ「多面的機能の発揮」にも大きな役割を果たしています。

しかし、近年、農村地域の都市化・混住化の進行等により、水路の水質悪化やゴミの投棄等農村環境の悪化が進み、農業・農村の持つ多面的な機能が適切に発揮できなくなり、食料生産に大きな影響を及ぼす地域も多くなっています。

このため、農業者だけでなく広く地域住民を対象に、農地や農業水利施設等の役割や農業・農村の持つ多面的機能に対する理解を深めてもらうことを目的に、土地改良区では、地域住民や市町村等と連携しつつ、地域一体となった様々な活動を実施する「21 世紀土地改良区創造運動（以下「21 創造運動」という。）」を展開しています。

例えば、農業水利施設の見学会、農業用水路に沿って地域の歴史等を学びながら歩く^{みどり}水土里の路ウォーキング、田植えや稲刈りの農業体験学習や田んぼの生きもの調査のほか、農地・農業用水・歴史・伝統文化等の地域資源を活用した地域づくり（村おこし）、農産物直売への参画等、多岐にわたる取組の輪が広がっています。また、21 創造運動は、地域の子どもの人材育成にも大きく貢献しており、土地改良区の果たす役割は益々重要になっています。

今後も「^{みどり}水土里ネット」の愛称とともに、21 創造運動の恒常的な取組により、地域に愛され、より身近に感じてもらえる土地改良区を目指しています。



^{みどり}
水土里の路ウォーキング



田植え体験

3 鳥獣被害防止対策の推進

(1) 野生鳥獣による農作物等被害の状況

被害金額・被害面積ともに対前年度で減少、イノシシによる被害が依然深刻。

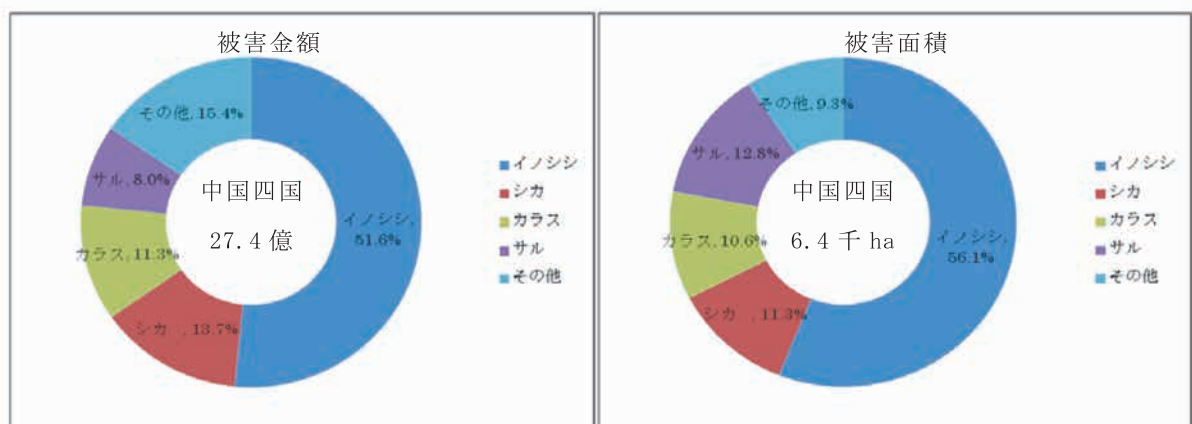
野生鳥獣による農作物被害は、中山間地域を中心に深刻な問題となっており、これらの被害は、収益性の低下を招くのみならず、農業者の生産意欲の減退に伴う耕作放棄など、農山村の集落機能の維持・存続にも影響を与えることから、被害防止への取組の強化が重要な課題となっています。

平成 23 年度(2011 年度)における鳥獣による被害金額は全体で約 27.4 億円となっており、その割合をみると、イノシシが約 52%と最も高く、次いでシカ約 14%、カラス約 11%となっています。被害面積は約 6.4 千 ha となっており、被害金額と同様イノシシの割合が高くなっています(図Ⅱ-5-12)。

被害の推移をみると、近年、被害金額・被害面積ともに概ね減少傾向で推移していましたが、平成 22 年度(2010 年度)はイノシシによる被害が大幅に増加しました。平成 23 年度(2011 年度)は、対前年度で見ると減少しています(図Ⅱ-5-13)。

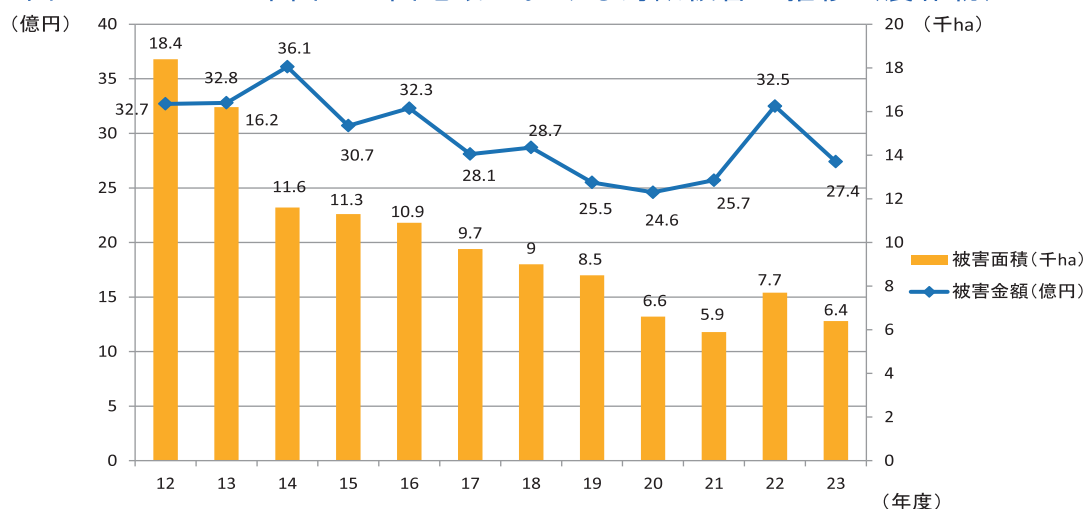
また、最近では、平坦部における被害やアライグマ等の特定外来生物による被害の拡散が懸念されています。

図Ⅱ-5-12 被害金額及び被害面積(2011 年度)



資料：農林水産省生産局調べ

図Ⅱ-5-13 中国・四国地域における鳥獣被害の推移(農作物)



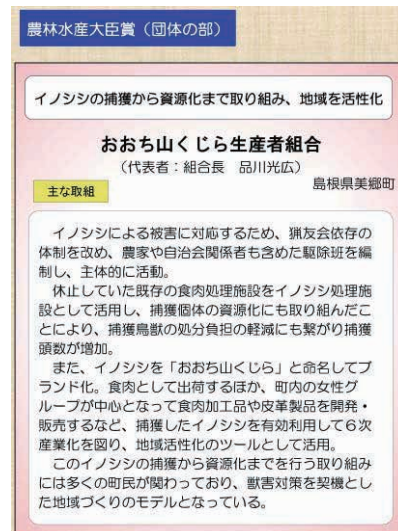
資料：農林水産省生産局調べ

注：被害金額の調査は平成 11 年度から実施。

（２）鳥獣被害防止への取組

中国・四国地域における、地域の実情に応じた様々な鳥獣被害防止への取組が進められています。

このうち、島根県美郷町のおおち山くじら生産者組合における、地域ぐるみのイノシシの捕獲活動、捕獲した個体を「おおち山くじら」と命名したブランド化、多くの町民の関わりによって食肉出荷、食肉加工品や皮革製品の開発・販売など、獣害対策を契機とした地域づくりの取組が評価され、「平成 24 年度鳥獣被害対策優良活動表彰」で農林水産大臣賞を授与されました。



（３）中国四国農政局の取組

資料：農林水産省ホームページに掲載。

ア 適切な鳥獣被害対策技術等の浸透

平成 23 年度（2011 年度）から、各地域で鳥獣害対策の中心的な役割を担う方々を対象に、（独）農研機構近畿中国四国農業研究センターの研究成果を一層の普及を図るため、開催県との連携の下、「鳥獣被害対策技術指導研修会」を開催しています。

平成 24 年度（2012 年度）は、高知県下で開催し、イノシシ、シカ、ハクビシン、カラス等の生体と地域ぐるみの被害対策、獣肉利用及び防護柵の張り方（実習）等の研修を行い、受講者の技術の向上と各地域での適切な技術普及を図りました。

イ 鳥獣被害対策関係部局等の連携強化

四国地域においては、県域を越えた横断的な広域連携を推進するため、「四国地域野生鳥獣対策ネットワーク」を平成 20 年（2008 年）5 月 29 日に設立し、これまで現地検討会等の開催によって、野生鳥獣の適切な保護管理、効率的な防除のあり方を検討しています（表Ⅱ－5－11）。

平成 24 年度（2012 年度）は、高知市でイノシシ、シカ等の連携捕獲について意見交換を行うとともに、高知県中土佐町で現地検討会を開催し、鳥獣被害対策専門員をはじめとした高知県の鳥獣被害対策及び「おおち山くじら」における鳥獣被害対策の事例紹介を行うとともに、サル対策の検討・実習を行いました。

また、中国地域各県における広域連携に資するため、中国地域における広域連携の必要性や問題点等について意見交換等を行うとともに、各県における優良事例、課題及び独自の取組などについて情報交換を行いました。

なお、平成 18 年度（2006 年度）に設けられた地域の要請に応じて野生鳥獣の被害対策専門家を紹介する「農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー」制度について、各種会議の場やホームページにより、関係機関等に広く周知するとともに、被害地域とアドバイザーとのマッチングやコーディネートを行っています。

表Ⅱ－５－１１ 四国地域野生鳥獣対策ネットワークの概要

設 立	平成20年（2008年） 5 月29日
目 的	野生鳥獣に対する効率的な防除及び効果的な被害防止対策のあり方等について検討
構 成	国、四国各県農業、林業、環境、普及部局、四国地域内の市町村、試験研究、全国の施設製造販売企業、専門家
主な活動	現地検討会等：年数回

資料：中国四国農政局作成

ウ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画の作成等

平成 24 年(2012 年) 4 月末現在、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下「鳥獣特措法」といいます。）に基づく被害防止計画は、中国・四国地域全 202 市町村のうち 188 市町村（約 93%）で作成されています（表Ⅱ－５－12）。

また、鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻化するとともに、鳥獣の駆除の担い手である狩猟者が減少、高齢化している現状に鑑み、住民に被害が生ずる恐れがある場合等の対処、捕獲等に関わる人材の確保に資するための措置及び技能講習に係る規定の適用除外等を措置する鳥獣特措法の一部を改正する法律が、平成 24 年(2012 年) 3 月 31 日に交付され、同年 6 月 30 日（ただし、技能講習の適用除外は、同年 9 月 28 日）に施行されました。

表Ⅱ－５－12 中国・四国地域における被害防止計画作成状況

都道府県	全市町村 数	被害防止計画作成			24 年度中に作 成予定 ②	合計 ①＋②
		①	公表済み	協議中		
鳥取県	19	19	18	1	0	19
島根県	19	17	17	0	0	17
岡山県	27	25	25	0	0	25
広島県	23	22	18	4	0	22
山口県	19	19	19	0	0	19
徳島県	24	20	20	0	0	20
香川県	17	15	15	0	1	16
愛媛県	20	19	19	0	0	19
高知県	34	32	29	3	2	34
中国四国計	202	188	180	8	3	191

資料：農林水産省生産局調べ

2012 年 4 月末現在

エ 鳥獣被害防止総合対策交付金等の活用による鳥獣被害対策への支援

中国四国農政局では、個体数調整、被害防除、生息環境管理等の推進事業と侵入防止柵、処理加工施設等の整備事業を総合的に実施する「鳥獣被害防止総合対策交付金」により、各県を通して地域の協議会等に対して支援を行っています。

また、平成24年度（2012年度）補正予算「鳥獣被害防止緊急捕獲等対策」により、各県協議会に資金を造成し、緊急捕獲活動及び侵入防止柵の機能向上を行う地域の協議会等に対して支援を行っています。

4 環境に配慮した食料生産の推進

（1）有機農業をはじめとする環境保全型農業の推進

農林水産省では、農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和に留意しつつ、土づくり等により、肥料・農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を環境保全型農業と位置づけ、平成4年度（1992年度）から全国的に推進しています。

平成17年度（2005年度）からは、我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換することを推進し、平成22年度（2010年度）以降は新しい食料・農業・農村基本計画に基づき、農地での炭素貯留、冬期湛水管理など環境保全効果の高い営農活動の導入を促進しています。

そのための施策として、エコファーマーの取組への支援、環境保全型農業への直接的な支援、有機農業の推進等を行っています。

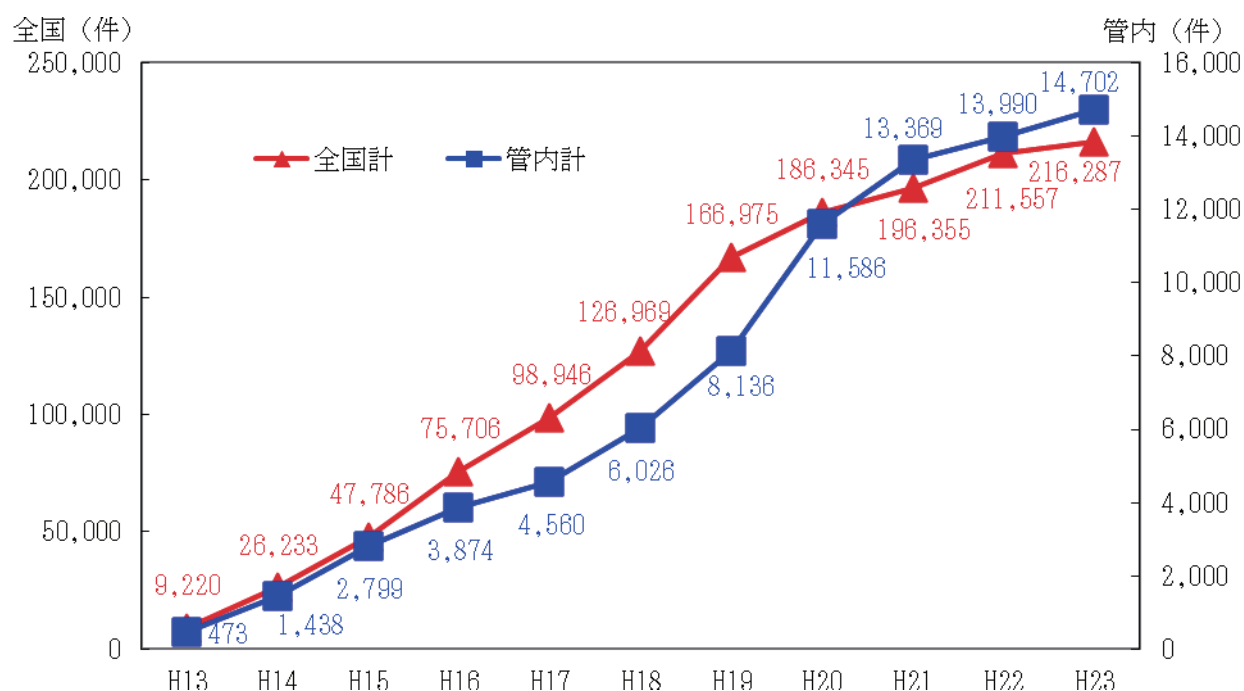
（2）エコファーマーの認定状況

認定件数は2011年3月末に比べ712件増加

中国・四国地域におけるエコファーマーの認定状況は、平成24年（2012年）3月末現在、14,702件となっており、前年度末（13,990件）に比べ5.1%増加しています（図Ⅱ－5－14、図Ⅱ－5－15、図Ⅱ－5－16）。

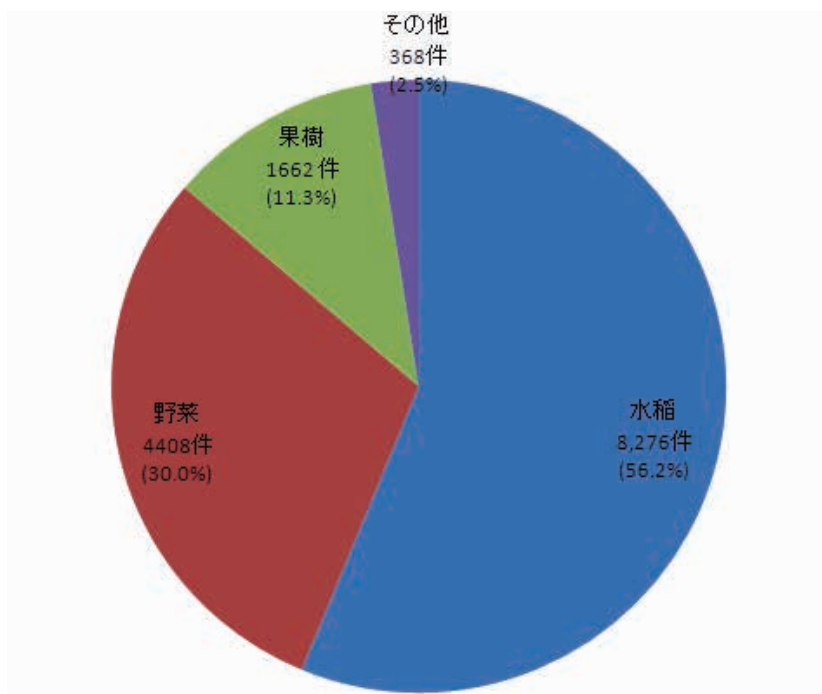
なお、管内の導入計画の中で取組が多い作物は、水稻、野菜、果樹の順となっています。

図Ⅱ－５－１４ 全国及び管内のエコファーマー認定件数の推移



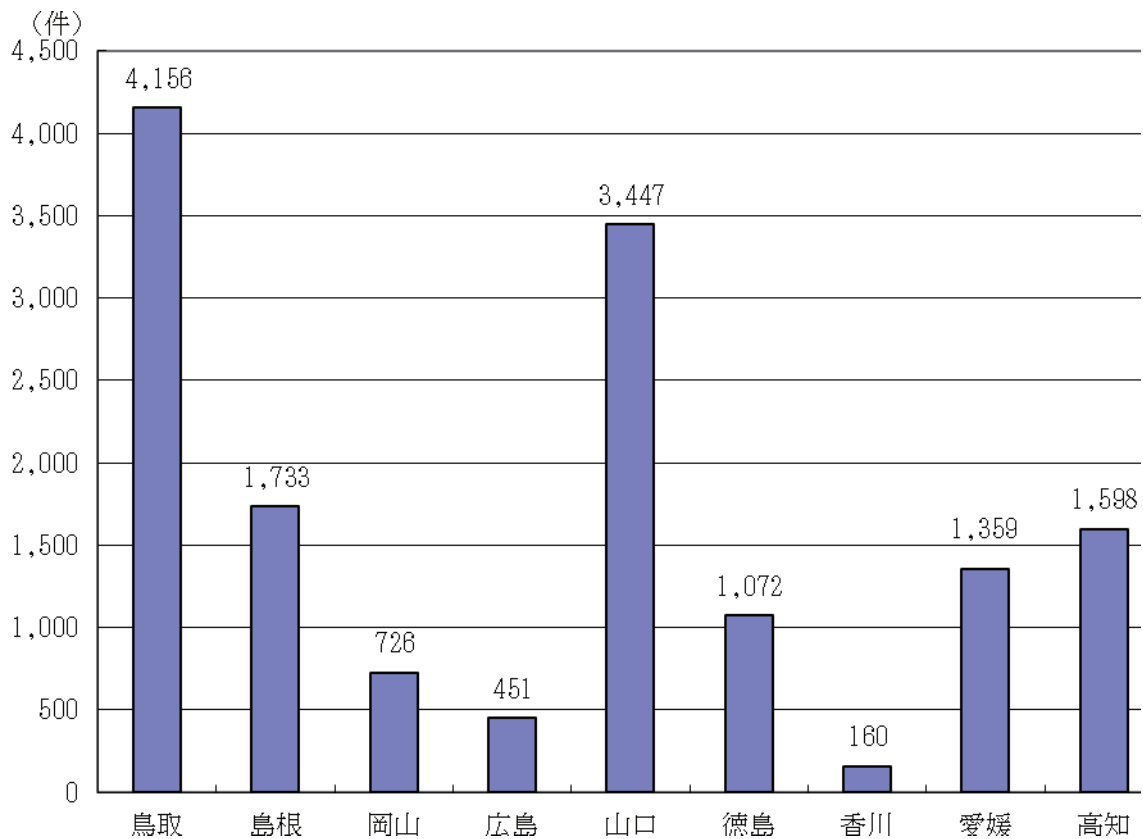
資料：中国四国農政局調べ

図Ⅱ－５－１５ 管内のエコファーマーの作物別認定件数（2012年3月末現在）



注：中国四国農政局調べ

図Ⅱ－５－１６ 管内のエコファーマーの県別認定件数（2012年3月末現在）



資料：農林水産省生産局調べ

（３）環境保全型農業直接支援対策の実施状況

平成 24 年度の取組は前年度と比べて大幅に増加

平成 23 年度（2011 年度）から、地球温暖化防止を目的とした農地土壌への炭素貯留に効果の高い営農活動や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者等に対して支援を行う「環境保全型農業直接支援対策」が開始されています。

本対策は開始 2 年目となり、中国四国管内の取組面積は 2,757ha で前年度と比べて大幅に増加しています（表Ⅱ－５－13）。また、支援対象取組別にみると、カバークロップ等をはじめとして、前年度と比べて各取組とも増加しています（表Ⅱ－５－14）。

表Ⅱ－５－13 取組件数及び取組面積（見込み）

	平成 24 年度	(参考)	
		平成 23 年度	増減
取組件数	1,588	1,016	572
取組面積 (ha)	2,757	1,172	1,585

表Ⅱ－５－１４ 支援対象取組別の取組面積（見込み）

	平成 24 年度		平成 23 年度		増減（ha）
	取組面積（ha）	シェア	取組面積（ha）	シェア	
カバークロップ等	1,111	40%	326	28%	785
冬期湛水管理	617	22%	165	14%	452
有機農業	1,029	37%	682	58%	347
計	2,757	100%	1,172	100%	1,585

資料：農林水産省生産局調べ

注１：「カバークロップ等」とは、カバークロップ、リビングマルチ及び草生栽培を含む。

注２：内訳と合計等が一致しない場合があるのは、小数点以下を四捨五入しているため。

＜本対策の支援対象取組＞

カバークロップ：５割低減の取組（化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として５割以上低減する取組。以下同じ。）の前後のいずれかに緑肥等を作付けする取組

リビングマルチ：５割低減の取組を行う畝間に麦類や牧草等を作付けする取組

草生栽培：５割低減の取組を行う園地に麦類や牧草等を作付けする取組

冬期湛水管理：５割低減の取組とセットで行う冬期間の水田に水を張る取組

有機農業：化学肥料及び農薬を使用しない取組

（４） 有機農業・環境保全型農業の推進状況

ア 管内各県における有機農業推進計画の策定

有機農業推進法第７条に、各県は有機農業推進基本方針に即して、有機農業の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならないとされており、平成 22 年（2010 年）12 月において管内全県で推進計画が策定されたところです。

イ 有機農業地区推進事業による支援

有機農業に取り組む産地の収益力を向上させるために、産地が策定したプログラムに基づく販売企画力、生産技術力、人材育成力をそれぞれ強化する取組に対して支援を行っています。

中国・四国地域においては、7 地区で特色ある取組が行われています（表Ⅱ－５－15）。

表Ⅱ－5－15 中国四国地域における有機農業地区推進事業の取組

県名	協議会名	取り組みの主な内容
岡山県	総社市有機農業推進協議会	・特色ある販売体制として、品目を絞って大量生産し大都市圏へ積極的に販売。 ・学校給食への有機野菜等の供給。
徳島県	徳島有機農業推進協議会	・地域を満たし、大都市にも積極的に供給する「地足都給」を実施。 ・有機農業の普及啓発のための消費者との交流事業として、田んぼの学校、たべる交流会オーガニックランチを開催。
	木頭柚子有機農業推進協議会	・過疎化と高齢化に悩む木頭地域において、特に果皮を利用する柚子での有機栽培を確立。
愛媛県	今治市有機農業推進協議会	・有機農業を柱にした食と農のまちづくりをめざして、地産地消・食育・有機農業を一体的に推進。
	西予市有機農業推進協議会	・耕畜連携により地元の豊富な良質たい肥を活かした有機農業を展開。 ・食育と地産地消に力を入れるとともに、学校給食へ供給。
高知県	高知ものべ川有機農業推進協議会	・条件不利地域である中山間地域の小規模農地を逆手に取り、対象品目を絞り込んで高品質・高収量の有機農業に取り組み。
	四万十町有機農業推進協議会	・適切な肥培管理、種生姜の保存技術、連作を可能にする土づくりと雑草防除等の技術力強化を核とした有機生姜のブランド化。

ウ 環境保全型農業と有機農業に関する取組

中国・四国地域における環境保全型農業と有機農業を円滑かつ効果的に推進するために、管内各県、各県農業協同組合中央会、中国四国農政局、学識経験者等からなる中国四国地域環境保全型農業推進連絡会議を設置しています。

本連絡会議では、全国環境保全型農業推進コンクールに推薦する事例の選定や各地における環境保全型農業や有機農業の取組についての事例を収集・情報発信しています（表Ⅱ－5－16）。

表Ⅱ－５－１６ 第18回環境保全型農業推進コンクール最優秀賞・優秀賞受賞団体

受賞者	取組内容
【最優秀賞】 長尾見二 (愛媛県今治市)	耕畜複合経営から得られる粃殻と鶏糞を使った堆肥の利用による有機栽培、水稻の深水管理栽培の実践等特徴ある病虫害の発生・雑草抑制技術を用いた大規模有機水稻栽培を実現。 また、有機農業普及のため、「NPO 法人愛媛県有機農業研究会」「愛媛有機生協」の設立に大きく貢献し、地域の指導的立場。
【優秀賞】 神石こだわり農場 (広島県神石高原町)	山林の土着菌を利用した堆肥づくり、成長速度の異なる作物を組み合わせる混植・混播を行うことによる有機農法等独自の技術の取組に加え、畜産を取り入れた複合経営、生物多様性の保全を行うなど幅広い技術の実践。 生産者と消費者とで顔の見える関係を維持し価格を決定。
【優秀賞】 安芸市施設園芸品 消費拡大委員会 (高知県安芸市)	日本有数の野菜産地（ナス等）において、全国に先駆け化学合成農薬削減、労力削減のため IPM 技術を進化させ、実際に化学合成農薬削減に大きく貢献。また、土着天敵の導入を進めるなど、環境保全型農業を推進。

5 農林水産物・食品の輸出への取組の支援

(1) 農林水産物・食品の輸出の現状

2012 年の輸出額は 4,497 億円

我が国の農林水産物・食品の輸出額の推移をみると、近年の輸出は、景気の影響を受けつつも増加傾向を示してきました。

しかしながら、円高や平成 23 年（2011 年）3 月の東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う、諸外国における日本産食品の輸入規制の強化や風評被害等の影響により、平成 24 年（2012 年）の輸出額は、対前年比 0.3%減の 4,497 億円（23 年：4,511 億円）となっています。

今後、日本産食品の輸出に当たっては、日本産食品のイメージを回復し、改めて安全性をアピールし、農林水産物の輸出戦略を再構築していくことが必要と考えられます。

このため、我が国として諸外国政府に対し、過剰な規制とならないよう働きかけを行っていくとともに、放射性物質の検査のための体制の整備を進め、日本産品のイメージ回復のための対策や、輸出に係る農林漁業者、食品企業等に対する支援を実施していきます。

（２）中国四国農政局の取組

輸出オリエンテーションの会の開催

ア 研修会の開催

輸出意欲のある生産者や食品事業者を対象として、輸出に対して豊かな経験を有する講師による実践的な商談の準備をするための心構えや輸出業務などについて学ぶ研修会を高松市で実施しました（平成 25 年（2013 年）2 月 8 日）。

研修会には 25 名の参加があり、基調スクーリングに加え、牛肉、盆栽・花き、柑橘類に分かれての分科会方式により実践的な研修を行いました。



基調スクーリング風景



分科会風景

イ 展示・商談会（盆栽・花き）の開催

輸出意欲のある生産者等を対象に、海外のバイヤーを迎え、展示・商談会（盆栽・花き）を高松市で実施しました（平成 25 年（2013 年）3 月 1 日）。

海外のバイヤー 9 社による商談会には 6 業者の参加がありました。会場での商談会とともに、産地（園地）に出向いての商談会も行われました。



展示・商談会風景

（３）中国・四国地域における取組

様々な農林水産物を商業ベースで輸出

中国・四国地域においては、鳥取県の二十世紀梨、岡山県の白桃・ぶどう、広島県のかき、愛媛県のかんきつやブリ等で商業ベースの輸出が行われています。

また、ロシア航路の開設を契機に試みられていた鳥取県のロシア向け果実の輸出については、本格的な輸出の段階となりつつあります。

中国四国農政局ホームページ「農林水産物等の輸出促進対策」

中国四国農政局の輸出に関する取組や関連情報等を紹介。

アドレス：<http://www.maff.go.jp/chushi/sesaku/export/index.html>

６ 農業技術の研究開発と普及

（１）中国・四国地域の農業研究の推進状況

地域における農業研究については、現場の技術的課題の解決に向けた実用技術の早急な開発を推進するため、主に産学官連携による研究開発事業である「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」を活用した推進を行っています。

平成 24 年度（2012 年度）は、中国・四国地域における課題解決を早急に図ることを目的として、3 課題が採択されています。

中核機関	採択課題名
岡山大学	現場での検査導入を実現する農作物品種DNA判定法の開発
広島県	主要花きの高温障害をヒートポンプによる短時間変夜温管理で解消
高知大学	中小規模園芸ハウスを対象とした複合エコ環境制御技術の確立

（２）地域研究・普及連絡会議の開催

地域農業研究に関する技術的課題等の把握

農林水産省では、農業の生産性向上と持続的発展等に向けた農業研究の普及・実用化を推進するため、農政局単位で「地域研究・普及連絡会議」を設立し、関係機関との連携の強化を図り、地域の行政ニーズに対応した研究課題等について協議しています。

中国四国農政局においては、管内各県の行政機関及び試験研究機関、(独)近畿中国四国農業研究センター等の参画のもと、地域の実情に応じた試験研究及びその成果の普及・実用化の促進を図るため、平成 24 年（2012 年）10 月 10 日に「中国四国地域研究・普及連絡会議」を開催しました。

本会議では、「鉄コーティング種子による水稻直播栽培」に関する技術を現場に普及する上での課題や対応策について、意見交換会を行いました。

さらに、農林水産省のプロジェクト研究や現場段階での技術的課題の選定及び「農業新技術 2013 の候補」を協議しました。

7 知的財産の創造・保護・活用

知的財産総合相談窓口の設置

農山漁村の6次産業化を推進し、農山漁村地域の利益を確保していく手段としても知的財産の創造・活用の取組は益々重要であることから、平成22年（2010年）10月より中国四国農政局に「知的財産総合相談窓口」を設置し、農林水産業関係者からの知的財産に関する相談・質問の対応に努めています。

「知的財産総合相談窓口」の設置

アドレス：<http://www.maff.go.jp/j/press/seisan/tizai/101001.html>

